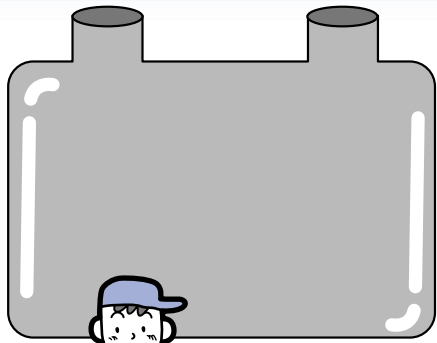


浄化槽の法定検査を受けましょう



浄化槽は、保守点検・清掃・法定検査という維持管理が適正に行われることによって、私たちの生活から排出された汚水を浄化してきれいな水を川に流すことのできる装置です。維持管理の適正でない浄化槽による河川の汚濁を防ぐために一年に一回、浄化槽の機能を診断するための検査を受検することが法律で義務づけられています。

浄化槽法が改正されました

平成十七年五月に浄化槽法が改正され、法定検査を受検しない場合の県の指導監督が強化されることになり、県の命令に従わない場合は三十万円以下の過料に処することができるとの罰則規定が新たに追加されて、本年二月一日に施行されました。

法定検査の内容

業者に委託している保守点検とは別に、県知事の指定した検査機関の行う検査で、次の二つがあります。

設置状況調査

浄化槽を使い始めて三ヶ月を経過した後に、施工と機能の検査を行います。

維持管理検査

年一回、浄化槽の機能と、維持管理が適正であるかどうかを検査します。

検査結果は、県の環境管理事務所に報告され、必要に応じてその浄化槽の保守点検を行っている業者に、適正な維持管理を行うための助言・指導が行われます。

問合せ先

埼玉県東部環境管理事務所
0480(34)4011

浄化槽（合併処理浄化槽）設置に補助金

町では、生活排水処理対策として浄化槽の設置を推進しています。

そこで、補助対象区域内で家庭用の浄化槽を新たに設置するかたに補助金を交付しています。

補助金額

人槽によらず、浄化槽1基あたり24万円です。

補助金の交付申請

浄化槽設置前に申請が必要になります。設置後の申請は受付できません。

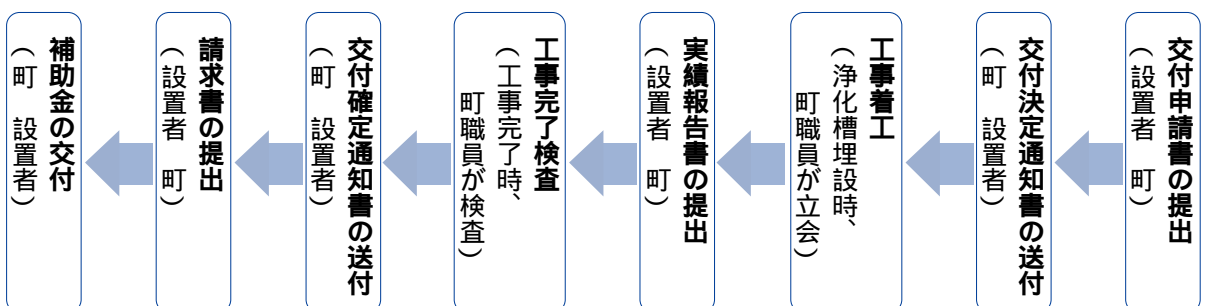
補助対象区域、申請書類等の詳細については、ご相談ください。

問合せ先

生活環境課環境衛生係
内線153



補助金交付までの事務手続き



浄化槽とは、BOD（生物化学的酸素要求量）除去率が90%以上及び放流水のBOD20mg / ℓ以下の機能を持つ浄化槽